

保育士試験受験対策講座実施事業業務委託仕様書

1 委託業務名 保育士試験受験対策講座実施事業業務委託

2 目的

県内の保育施設等で、保育士資格を有していない子育て支援員や保育補助者等をメインターゲットとし、保育士試験の対策講座を開講することで、保育士資格取得の後押しを行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで。

4 想定スケジュール

受講者募集 令和6年7月中旬～令和6年12月下旬

Web講座配信またはeラーニング 令和6年8月上旬～令和7年3月31日

模擬試験実施 令和6年9月上旬、令和6年2月上旬

5 委託業務内容

(1) 講座の受講者、会場、日程

ア 受講定員数 100名

イ 会場の確保（設定）

- ・ 対面で模擬試験を行う場合は、会場及び使用する機材等の確保は事業者にて行うこと。

ウ 講座日程等の設定

- ・ オンデマンド講座またはeラーニングについては筆記試験9科目を実施すること。
- ・ 模擬試験は2回実施すること。模擬試験の実施方法は問わない（対面、郵送、オンライン可）。また、対面で実施する場合は、受講者が受験しやすいよう、土・日曜日に実施するなど、日程や時間に配慮すること。
- ・ 令和7年3月31日までに全ての講座を終了すること。

(2) 講座の内容及び講師の選定

ア 講座の内容

- ・ Web配信によるオンデマンド講座またはeラーニングで実施する。
- ・ 受講者が習得レベルを確認できるよう科目毎または単元毎に小テストを実施すること。小テストの実施方法は問わない（郵送、オンライン可）。
- ・ 受講者の質疑応答に対応すること。
- ・ 講座は筆記試験9科目（「保育の心理学」、「保育原理」、「児童家庭福祉」、「社

会福祉]、「教育原理」、「社会的養護」、「子どもの保健」、「子どもの食と栄養」、「保育実習理論」)とする。

イ 講師の選定

- ・ 各講座の内容に対する専門的な知識及び経験を有する者を選定すること。

(3) 講座の受講申込書等の作成

- ・ 講座に係る開催要項(日時、内容、場所等)、受講申込書の作成は県と協議のうえ事業者が行う。
- ・ 受講申し込みの受付、受講者の取りまとめ、受講者に対する受講決定通知等の作成及び発送は、事業者が行う。

(4) 講座で使用するテキストの準備

- ・ 講師と十分に協議し、テキストを選定及び作成すること。既に刊行されているテキストの使用も可とする。
- ・ 個別にテキストの購入が必要な場合の経費については、原則として受講者本人の実費負担とする。ただし、広く受講者を募集する趣旨を踏まえ、適切と考えられる額のテキストを設定すること。

(5) 講座の受講者募集及び運営

- ・ ホームページ、SNS、チラシなどにより、講座の周知を行うこと。チラシの内容や周知にあたっては、事前に手法等について県と協議すること。
- ・ 模擬試験を集合形式で行う場合は、会場との連絡調整、会場の設営(後片付けを含む。)、受講者の本人確認、受講者の出席状況の管理(遅刻・欠席・途中退席等)、進行等、模擬試験を運営するために必要な業務は、事業者が行う。
- ・ 保育士試験の結果については、受講者に対する調査を実施し、結果を県に報告すること。
- ・ 集合形式により実施する場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等注意し、十分な感染防止対策を講じること。

6 権利関係

- ・ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

7 再委託の制限

業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合はこの限りでない。また、翻訳、印刷、パソコン等のリース、会場借り上げ等、契約の主要部分ではなく、再委託することが合理的なもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。

8 その他留意事項

- (1) 業務遂行にあたっては、総括責任者を定めること。
- (2) 受託者は、必要に応じて、県と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。
なお、詳細は打合せによる。
- (3) 講座受講費用のうち、教材等に係る実費相当部分、会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者が負担するものとする。なお、教材等に係る経費は、受講者にとって過度の負担とならないよう考慮すること。
- (4) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 本事業の経理が他の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備すること。
- (6) 新型コロナウイルスの感染拡大状況などにより保育士試験が実施されない場合は、本事業の一部またはすべてを実施しないこととする。この場合、委託料の一部を減じるものとする。
- (7) 事業終了後、すみやかに実績報告書を作成し、県に提出すること。